

天津教古文書の批判

狩野亨吉

第一 緒 言

天津教古文書の批判に先だち、私は如何なる因縁で天津教の存在を知ったか、又如何なる必要あつて其古文書を批判するか、この二点に就いて説明して置きたい。

昭和三年五月の末に、天津教信者の某々二氏が拙寓に訪れ、その宝物の写真を贈られ、兼てその本拠地なる茨城県磯原へ参詣を勧められた。私は写真を一見して、其原物の欺瞞性を感知し甚だ怪しからんことを聞くものかなと思つたが争うことを止めて穩に歸した。しかし主なる一人は有力なる金主であるゆえんと察せられたので、同氏の将来を思い、直に書面を以て写真に対する愚見を述べ、天津教の警戒すべき所ゆえんを知らせた。其後何等の挨拶もないので、この警告が何程利いたか分らない。

昭和五年十二月天津教関係者が警視庁の取調を受けた時、すべから須く彼等が皇室の歴史に対して施したところの錯迷狂的加工を追究し、嚴重の処分を為すべきものであつたと思つたが、左様な徹底的の処置が講ぜられなかつたものと見え、其後も天津教は検挙に懲りずして宣伝を続け、シリヤの石ころ、ピラミッド類似の山などを応援に担出して益々病的迷妄の伝播を試みるのであつた。実に苦々しきことと思つたが、世間天津教以上に不都合な宣伝をするものも沢山あるから、一々相手にして居られない。しかるに昨年八月私は『日本医事新報』から天津教古文書の歴史的価

値を調べることを頼まれた。天津教古文書は莫大あるものと称せられるが、不信者には容易に見ることは許されまいと思ひ、先ず取敢えず手元にある写真七枚の中の古文書に関するもの五枚の検討に取掛つた。而してこの五枚の写真のみの研究により、ただ啻にこの五枚に限らず、天津教古文書の全部は悉く最近の偽造にかかり全く取るに足らないものであるとの判断に到達した。そこで依頼者に此趣を返答したが、其意味は決定的であつたに係らず文句は抽象的であつた。抽象的にした訳は、凡そ追撃撲滅等の場面は人心を刺激する恐れがあり、此所でも類似の恐れを避けようとしたためである。処が間もなく私が関係している或る場所で、軍人の勧誘により、思想善導の講演を遣つて貰つと、天津教を利用した話を聞かされたものである。こうなると最早天津教を対岸の火事扱にすることは出来ない。且又最初に二人の信者を私に向けた方も海軍大将であつたことを想起し、かたがた旁々天津教の性質上これは或は軍人間に比較的多くの信者を有するに非ざるかとの疑を生じ、少しく探索して見ると果して其通りである。しかれば即ちかの狂的妄想が那边を蠱毒するに至るや推察するに難からずで、事甚だ憂うべきものがある。今にして其浸漸を防止せざれば、早晚健全なる思想との衝突を惹起し、其結果社会に迷惑を及ぼすことあると思われる。是れ或は杞憂に過ぎないとするも、あらかし予め天津教の眞価を知り、事に當つて迷わざるを期すべきである。茲に於て私は再び天津教古文書の批判を思立ち、たゞ曩に屑しとせざりし方式により精査糺明これ勉め以て一般世人をも警醒せんことを試みるのである。

就いては天津教の何物なるかを知らない人もあると想つから、其性質を一瞥して見る。

天津教は現に磯原に住する竹内氏が守るところの皇祖皇太神宮を中心として宣伝せられる思想の系統である。その主張を聞けば、たけのうちのゆすべ武内宿禰の子孫は後ち竹内と称し連綿千九百年、皇祖皇太神宮を奉戴して以つて今日に及び、其間あらゆる困難と迫害とを経て、な尚およく神代より伝わつた皇室関係の古文書及び古器物を守護保存していると云うのである。此主張以外に今の所は病氣治癒の保証を附けたり、男女交際の便宜を計つたり、神靈現象の所作を見

せたり、乃至財物勸進の強要を行つたりする様なことを聞かない。此点普通の宗教とは違っている。内部の組織も簡単で、未だ伏魔殿式施設を見ない。外部への宣伝方法も穏かで悪辣でない。故に風教上から視て此教派ほど無難なもの珍しい。此の如く所謂宗教的施設に關しては何等注意すべきものなきも、其代りに古器物古文書を証拠として神代百億万年の歴史を展開し以て皇室の規模を莊嚴するに勉める。此所苟も批判を許さない態度を取っている。如何にも其遣方が地味とも見られ、凡そ紅粉と縁遠きため、君子も近くべからしめ以て知識階級に呼懸ける神社神道を想わしめるものがある。

以上は勿論表面觀察に写るところであるが一步深入して研究して見ると、勿論挟む所あつての仕事で、其目的を隠すために皇威を籍り人を幻惑させようとする仕組が浮出して来る。類似の企図はよくある手で、鎌倉時代にも徳川時代にも明治時代にも現れたことがあり、専門家には珍しくはない。天津教其物は此種類の最も新しいものであり乍ら、矢張全然齒牙にかけるとに足らない素物であることは一見明白である。しかし確な証拠を捉えて止めを刺すには第一に研究を要し第二に力を要する。故に官署から命令あらば骨折つて鑑定するのも面白いが、大概の場合には此種の劣して効なき事項は駄目であるの一言で早速逃げるのが賢いのである。しかしそうした具合に賢かつた大学の博士達は天津教側から首音の濁つた陰口言われているから、私は又どんな怨を受けるか測知り難い。

偕て弥々批判に取掛るが、其材料は前申した如く古文書の写真五枚である。僅に五枚、実に天津教文書の片鱗に過ぎない。故に片鱗を以て全体を見ることは出来ないとの反駁あらば認めることを躊躇しない。しかしながら同時に又生命を取るには一箇の致命傷にて足ることを心得なければならぬ。抑もこの五つの文書は単なる片鱗ではない。片鱗と雖も代表的宝物として写真に撮られ誇示されたものである。之を又軍陣に喩うれば天津教の精銳を統率する將軍と見るべきで、英姿颯々威風堂々たるを想わしめる底のものである。もし吾人の張る研究の爲めに此等將軍が一々致命傷を蒙ることあらば、其結果知るべきで、率いる所の全軍は土崩瓦解してあわれ潰滅の路を辿る外ないで

ある。

検討に附するに当り文書の順序は新しきより古きに遡る。

第二 長慶太神宮御由来

第一の文書は写真の標記に長慶太神宮御由来とあり、文字が細かい上に汚染のため不明な所もあるが、之を拡大して見れば一字を除き間違なく読める。即ち左の通りである。

掛卷毛恐伎応永^乙亥年十月十四日越中国神明棟梁

皇祖皇太神宮境内に長慶太神宮奉勸請祭神皇王九十八代

長慶寛成天皇神靈歴代皇靈神御帝河内交野私市師師

窟寺に敵の為に元中九年閏十月十五日夜御寿四十九歳御崩百重

原に葬神靈神体天皇詔して御名を石に形仮名にて堀付る御頭毛

瓶に十六菊紋附十六菊紋袈裟御宸筆歌鈴を神体に祭る

撰社秋葉位明神総大将殉死紀氏竹内越中守正四位惟

真寿七十三歳の神靈竹内信治五十七歳神靈竹内日座定介改め

惟尚神靈天皇の忠心勸王者竹内一族百五十名天皇前後の

敵に隠れ敬護し勸王家元中九年八月十三日窟寺に安着の時

九十七名居る道中の難戦に討死の者岩崎弥助前田又蔵関屋

次郎若槻礼太郎関谷和吉牧野助之丞粕谷十郎倉富

利秋板垣七之助東郷八右卫門黒田清兵衛洪沢隆栄高橋

門次渋谷安右卫門真鍋武利楠次郎正幸清浦善次郎平田

東右卫門野村惣三郎中田清次郎安田作右卫門岡崎藤助井上

次郎浅野長義松井蔵之助桜井左卫門赤井幾右卫門一條助

隆二條利義中條春完三條信義四條隆次五條清信六條

助信八條信弘芝信義小村安五郎武藤清右卫門新保八郎小山

三郎杉政次郎右卫門高道治助高柳利治藤田小三郎野尻善右卫門

稲垣角之進草野清利蛭田甚左卫門木村常陸之助結城三左卫門

斯波左卫門白川政利長井吉兵衛の神霊を同日奉勸請毎年

十月十四日を祭日に定

応永二年十月十四日五日印之

祭主棟梁皇祖皇太神宮神主

紀氏竹内宗義謹(華押)

紀氏竹内惟義謹(華押)

長慶太神宮秘蔵

此縁起文の大意を述べれば、応永二年十月に越中国皇祖皇太神宮境内に長慶太神宮を設け、主神として長慶天皇を祭り、摂社として秋葉位神社を建て、之には長慶天皇御崩御の際の殉死者竹内惟真外二名及び同志の戦死者岩崎弥助以下五十三名を合祀すると云つのである。

第一、文体に就いて吟味するに、初めの文句は掛卷毛恐伎で、如何にも神社の縁起にふさわしいと聞えたが二の

句が続かず、忽ち^{たちま}凡俗の口調に变じ、奇妙な熟語や当字を使っている。熟語の例は第二行に皇王（人皇と云うべき所）、第四行に御崩（崩御）があり、当字^{あて}の例は第五行に形仮名（片仮名）堀付（彫付）、第九行に忠心（忠臣）、第十行に敬護（警護）、第二十三行に印（記）がある。而して形仮名と印とは後に取扱う平群真鳥の文書にも既に現れているから、天津教伝来の語法と取って差支ない訳で、千年も変わらずにこうした文字を使っているのは甚だ頑強な所がある。其所には何か特別な理由が存在するものと見られるが、是は後に研究することにする。用語の穩かならぬものに第五行の初に「百重原に葬」がある、此所は葬の唯の一字で満足すべきでなく宜しく^{よろ}敬語の形とすべきである。尤も^{もつと}大体成っていない文章であるから、敬語の用法などを責むるは無理かも知れぬ。第十行の「敵に隠れ敬護し勸王家云々」は多々論議すべき所を持っているが、今は唯警護せしと云うべきを其中から「せ」の一字を脱した所に注意を呼んで置くに止める。それから勸王家は勿論^{もちろん}勸王家の誤であるうが、どうも新しい響がする。又徳川以前には所有格を示す「の」字は大抵「之」字を使ったのであるが、此文には悉く^{ことごとく}「の」字を用いているのも亦新しく見える。第二十三行の「印之」は之を記すと読まなければ意味が通じない。即ち印は記の当字^{あてじ}である。此用例は平群真鳥にも出ている。第二十五、二十六行署名の下に書とか記とか或は之に代る動詞があるべき所に、普通此等の字に副詞として添えられる謹の一字を置き其下に華押を書添えている。此形式は又平群真鳥の場合に現われるから所謂^{いわゆる}頑強の第二例となる。最後に此文の最も不都合なる点は第七行の「紀氏竹内越中守正四位云々」と書下した所に存するのであるが、史実に関するものであるから後廻^{あしまたわ}にして、今は唯此文は典故を知らない人の作つたものであることを言つて置く。

以上文体の考察を約言すれば、此文は文法も知らず典故も知らずして書いたもので、且つ全体の調子より察して比較的近頃の人の作と思わせられる。

第二、書体に就いて吟味するに、字形は大体唐様^{からやう}と取るべきもので、御家流の影響は微弱である。而して一見菱

湖の影響を肯定出来る。筆致を考えるに器用の質であるが未だ修練を積まない。故に無理が出来たり誤字が現れたりする。前者の例として第二行其他にある「宮」第四行「夜」第六行「歌」等の行体を挙げ得る。後者の例としては第四行「窟」第六行「裳」第九、十行「勤」第十一行「難」第十四行「次」とすべき所に無理な形或は全く別字を用いている。此外に許すべき範囲に入る特異の字形が頗る多い。其中二三を挙げると皇、靈、義、隱、信等の文字が得られる。他は必要もないから省くことにする。此等の文字は個性習慣によつて頑強性を保持し、他の文書にも現れることを余儀なくされているのを見るであらう。所謂頑強の第三例である。

以上書体の考察を約言すれば、此書は素人の筆で、菱湖の風を受けている所より推測して、天保以前に遡らしめることの出来ないものである。

第三、内容に就いて吟味するに、時日、地理、人物、事件の順序で調査する。

時日に関し、干支閏月等の記入には不都合はない。

地理に関し、越中国皇祖皇太神宮の所在が問題とすべきであるが、之を決定するには意外の困難が予想せられるので、暫く天津教の言分を立てる。併し後で判るが結局はこの穿鑿の必要は無いのである。次に河内国交野郡私市師々窟寺は師々を獅子として生きる。昔は龜山帝の御陵があると想われた有名な寺である。百重原も其附近にあつて鴨長明の歌で顯れている。

人物に関しては、長慶天皇を除き奉り、外の登場者は五十六人共皆目分らない。併しながら竹内家郎党の名前の一二字を変えると、近頃の相当聞えた人が顯れ出るのである。私の氣付いた二三を選んで見ようならば、顯れ出る人は岩崎弥之助、若槻礼次郎、黒田清隆、渋沢栄一、平田東助、浅野長勲、松崎蔵之助或は松井庫之助、藤田小四郎等で、此中藤田小四郎だけが明治前の人である。選び手が変わると又人数が増すことになるであらう。今一事郎党の名前に就いて目立つことを云えば、一條二條と順を追い、七條を除き中條を以て之に代えて第三番目に置き、八

條迄の苗字に各々立派な名乗を附けて並列させた奇観である。郎党の名前を読んで行けば何か知らん近頃の人が並んでいる様な気がしてならず、応永頃の勢揃いとしては受取り難い所がある。則ち人物の実在性に関しては大の疑団が存するのであるが、其一人を証明するにも否定するにも、丁度皇祖皇太神宮所在地の場合と同じ様な困難を感ずるのであるから、無駄な努力を止めて、次ぎの事項に移る。

事件即ち史実に関しては確実な証拠を挙げ得られることだけを述べる。此縁起には、長慶天皇は「敵の為に元中九年閏十月十五日夜御寿四十九歳御崩百重原に葬」と記載されている。長慶天皇の御事蹟に就いては中間種々の説もあったが、今日は略々一定し、崩御に関しては『大乘院日記目録』に記載する所を正しいとされている。之に由れば天皇は南北合一の後京都に還幸せられ大覚寺に御座し、応永元年八月一日聖寿五十二にて崩御せられている。右『大乘院日記目録』は当時第一流の学者であつた一條兼良の子大僧正寿尊の記録したもので、天津教文書など出たところで對抗覚束ない。即ち此文書の長慶天皇に関する記事は虚妄である。しかし聞く所に由ると天津教では何事でも自分側の主張を正しいとすると云うことで、甚だ始末に悪いのであるが、此所でも必ず負惜まけおしみに出るのである。然らば進んで殉死者の一條に移る。先きに文体を論ずるに当り「紀氏竹内越中守正四位惟真」と書下したのは典故を知らないためだと指摘して置いたが、官位を記す書式を知らないことは許してやっても、どうしても許せないのは正四位である。凡そ位階は大宝令で定められた以来明治初年末まで変化なしに伝つて来たもので、其定めによれば位階には各々正従があり、殊に四位以下には正従に亦各々上下があつて、単に正四位と云う位は無いのである。即ち正四位竹内某など云う人の応永年間に存在したことは認める訳に行かない。従つて此記事は又虚妄である。何うしてこんな不都合なことを書いたか其原因を突止めて見よう。これには第一に考えられるのは、知つてこの様な不都合を書く筈もないから、知らないで書いたものと為さなければなるまい。そこで又二つの場合が考えられる。第一の場合は実は知つているが一寸忘れるか不注意の為めかで書落したものと取るのである。第二の場合は全く知ら

ない為め書かなかつたと取るのである。先ず事實は第一の場合であつたと取る。そうすると宗義惟義等は大事な尊族の官位を書き間違えたと言つただけで済みそつであるが、そつは行かない。何ぜなら如何に長慶太神宮秘蔵の文書とはいへ、書手が再見出来ない筈もなし、又最初書終つた時にも校読もしたのであろう。而して此所の不都合に氣付いたとすると全然清書し直すか又は訂正しなければならぬ筈である。しかるに何等施すところがないのを以て見れば、忘れたのでも見落したのでもなく全く知らなかつたのである。独り宗義惟義が知らなかつたのみならず、竹内家代々の人も亦知らなかつたのである。そつ演繹せざるを得ないではないか。併し要するに書手の二人が知らなかつただけでよろしい。即ち第一の場合が成立せずして第二の場合が成立することになる。即ち宗義惟義二人とも正四位に上下のあることを知らないことになるのであるが、赤の子供や土百姓素町人ならいざ知らず、殿上人の資格ある惟義の近親たる二人が知らないとは何事ぞ。しかし事實知らないものなら致方もないが、其代り知らないで済む時代に生息して貰わなければなるまい。そつすると惟義宗義は明治後の人と取るが相応しい。何ぜなら位階に上下の無くなつたのは明治に入つてからであり、之が確に制定されたのは明治二十年であるからである。

以上内容の考察を約言すれば、此文書の史実が認められないのみならず、応永二年に竹内其々の書いたといふことも全く偽りと極まり、且つかかる出鱈目を書く資格は明治も末年の無学のものに限られてると云つ断案が伴ふことになる。

上述の理由に由り長慶皇太神宮由来は明治後期以後の偽作にかかるものと判断する。

第三 長慶天皇御真筆

第二の文書は写真の標記に長慶天皇御真筆とあり、二通より成立する。其全文は下記の如くである。

第一文書

鳴ゆたなり諸国巡り

父をふて合して帰る

河内の口ち寺

元中九壬申八月二十六日

ゆたなり(華押)

惟真へ

宗義へ

信治へ

第二文書

嗚呼覚り天に神辟

獅子口に隠魂都百重

帝乃千代守り

元中壬申十閏月九日

覚理(華押)

惟真へ

宗義へ

信治へ

右長慶天皇御真筆とあるものと此次に出づる後醍醐天皇御真筆とあるものとは、執れも破損甚しく且つ汚染も多
く、何のためかくなるまでに麤末そまつな扱方を為したものであるか解釈に苦むところである。破損汚染も果して自然の

ものか、それとも人工を加えたものにあらざるか、甚だ疑うべきところがある。併しながら此程度の写真ではこの疑問につき十分の研究を為し難いから、其調べは止めにして直に文書の意味を取調べる。而して予め断つて置くが、此文書も又次の文書も一目瞭然天皇のものでないことが分るのであるから、其積りで批判する。

第一、文体に就いて吟味するに、一通とも僅か二十字足らずの文の中に誤字、当字、衍字、脱字等夥しく構え、誤字を除いた外は態と分り難くする目的を以て、恐らく尊嚴を増すために、異様の書振りを試みた如くに想われる。そこで之を平易の文に書換えると第一文書は「嗚呼寛威は諸国を巡り、父を追つて合して河内の獅子窟寺に帰る。」第二文書は「嗚呼覚理は天に神避け、獅子窟寺に隠れ都す、百重原は帝の千代守る所。」とこんな意味ではなかるうかと想う。原文を有りのままに読めば巫女の口寄せか御筆先かの口調に類し、一種の悲哀を感じさせる。かかる変挺な文であるから、其意味などに重きを置くのも考物であるが、一つ見逃すことの出来ないのは第一文書の三行目にある口ち寺の「ち」である。私は之を「つ」の転訛と取つたのであるが、類似の転訛は平群真鳥の文書と称するものにも現れるから注意すべきである。

以上文体の考察を約言すれば、此文は仮名違いがあり、仮字の多過ぎたるも時代の下れることを示し、口寄せ風の口調も如何わしいことであり、之を長慶天皇の宸翰など称するは実に以ての外のことである。

第二、書体に就いて吟味するに、筆法は長慶太神宮御由来を書いた人のものと全く一致し、従つて筆者の同一人なること疑うべくもない。前に特異の字形として摘出して置いた字が此所にも出ているから証拠となる。二つの文書とも第一行第一字は鳴であるが、これは鳴の誤りである。呼の崩方もあやしい。最早誤字など云々する必要も薄らいで来たが、それでも参考になるから例の特異の字形即ち頑強性を有するもの三つを摘出する。それは「帰」「都」「守」である。「これらがやがて後醍醐天皇御真筆にも重ねて現出するのである。

以上書体の考察を約言すれば、此等二つの文書の筆者は長慶太神宮御由来の筆者と同一であると云う事實に帰着

する。

第三、内容に就いて吟味するに、第一文書に「父ををふて合して歸る」とあるが、前に之を父を追うと読み、御父君後村上天皇の御跡を追われ御一所に河内に入らせられたと取つたのである。処が長慶天皇が河内に入られたのは長慶太神宮御由来によつて見ても此文書の日附元中九年八月二十六日より遠く遡ることはないと推せられる。即ち後村上天皇崩御の正中二十三年よりずっと後のことである。そうすると前の読方では史実と合わないことになる、そこで仮名の「を」を正しいと立てて終つと読めば其所までは宜しいが、「合して歸る」へ続かなくなり、神秘的な説明でもしなれば分らなくなる。而して神秘的の解釈なら勝手に出来ることであるが、そんなことをする必要もない。何故なら此文書の記事は幾分長慶太神宮御由来を補足する所もあるが、歸着する所は由来記と同一で、何等事実と認められるものでないのであるから、結局此文書は偽物と極り、此上研究する価値のないものだからである。次に第二の文書は第一行の末字がよく読めないのであるが、多分「辟」かと想い、而して又此字はかかる文書に不相応と推し、「避」の間違ではなかつかかと取り、走を補つて読んだのである。処で天に神避くるはあながち概念すること出来ないでもないが聊か神秘的になる恐れがある。そこで寧ろ辟のままにして置いたらどうかと見るに、辟は天子となり明かとなり徴すともまだ幾らも意味がある。此等の意味で附会けるには更に努力を要する如く思われる。而して如何なる努力も此文書の殿を承つてゐる由来記同様の史実を肯定することは不可能である。結局此文書は第一文書と同じく偽物と極まるのである。

以上内容の考察を約言すれば、二通の文書の記すところ大体長慶太神宮御由来の記事に含まれ居るか或は演繹すべき範囲のもので、全く虚構に過ぎないのである。

上述の理由に由り長慶天皇御真筆は明治末期に作成したる偽物と鑑定する。

第四 後醍醐天皇御真筆

第三の文書は標記して後醍醐天皇御真筆と題し二通ある。全文左の通りである。

第一文書

流が礼くる常陸のくに居

足し王洗良日の国帰り

隠魂都こそ

興国二幸巳九月六日

尊治(華押)

惟光へ

惟真へ

第二文書

我礼隠魂ゆく登む霊実ば

帝枝たむく帝の国倍栄

万づ代守るぞ

興国二幸巳九月十二日

尊治(華押)

惟光へ

惟真へ

右後醍醐天皇御真筆と称する文書二通は長慶天皇御真筆と称する文書一通と全く同一筆にして、偽筆なること明

白なるも一応の取調を行うべし。

第一、文体に就いて吟味するに、二通とも長慶天皇御真筆と称するものの文体に同じである。文意は判明し難い所もあるが、第一文書は後醍醐天皇が常陸国大洗へ御著になり其所で崩御あらせられたと云う様に取りられ、第二文書は御隠れの後と雖も御霊は帝を助け国を守るべしとの仰せごとの如くに聞える。かく考えたのは間違っているかも知れず又幸に当っているかも知れないが、何のためかかかる拮据贅牙なる文句を書綴り、畏れ多くも天皇の御名を附し奉つたか怪むべきである。坊さんの読経と同じく分らんのが尊嚴を増す所以とでも考えての所為か。それにしても御名を附するにはもつと旨い文章を代作せしむべきであった。如何に秘密を守る必要があつても是で押通せると思つは少しく変だ。小頸を傾げざるを得ない。

以上文体の考察を約言すれば、此文は長慶天皇御真筆の文と同じく全く甚しい偽作である。

第二、書体に就いて吟味するに、筆法は長慶天皇御真筆と称するものと全然同一にして、従つて又長慶太神宮御由来とも全く一致する。即ち筆者の同一なることを想わしめる。前に指摘して置いた奇癖の文字は此等文書にも現れ居ることを注意すべきである。特に長慶天皇御真筆に現るる「帰」「都」「守」等を比較すれば同筆なること一目瞭然である。字形の無理なるもの、誤謬とすべきものを挙げると第一文書の第一行「陸」、第二行「足」、第四行「與」(興の誤)、同行「幸」(季の誤)、第二文書の第三行「守」、第四行「幸」(季の誤)等がある。此等の文書は長慶天皇御真筆と共に文字頗る大形にして菱湖の影響を判然と看ることが出来る。則ち之を文化文政以前のものとするは許すべからざることなるに、何の根拠あつて天津教はかかる幼稚の筆を以て、名筆隠れなき後醍醐天皇の御物し給うなどと言振らすものぞ。

以上書体の考察を約言すれば、此等二つの文書の筆者は長慶太神宮御由来の筆者と同一であるとの事実に戻着する。

第三、内容に就いて吟味するに、文書に云うところ其意味明ならず殆ど了解に困難を感じる。かかる変態的記述を吟味するには勢い作者の心事を忖度する必要も加わり容易のことでは判断に達し得ない。故に明確に捕捉の出来る点に就いてのみ吟味する。そこで第一文書の日附は興国二年九月六日第二文書の日附は同年同月十二日となっているが、史を按ずるに後醍醐天皇は延元四年八月十六日崩御あらせられているから、これらの日附は崩御の日から数えて七百五十九日と七百六十五日目に当っている。孰れも今日の勘定では二年一ヶ月程度の隔りがある。即ち天津教では後醍醐天皇崩御の後二年一ヶ月を経て尚お御存命あらせられていると取っていることになるのであるが、此事實は之を歴史的無知に帰すべきか。それとも異を称するたためわざと大それた試みを為したと取るべきか。抑も又靈魂不滅の実証を提供せんとの意であるか。孰れにしても甚だ面妖の次第である。此所でも負惜みを云うならば天津教知識の錯迷狂の変態性は説明されたと見るべきであらう。

以上内容の考察を約言すれば、此文書は後醍醐天皇御真筆とあるに係らず、崩御後二年一ヶ月を経た日附で書かれているから、全く怪しからぬ偽物である。

上述の理由に由り後醍醐天皇御真筆は明治末期後の偽作と鑑定する。

第五 平群真鳥真筆

第四の文書は標記に大日本天皇后太古代上々代御皇譜神代文字之巻、大臣紀氏竹内平群真鳥宿禰書写真筆とあり、二枚より成立する。其文下の如くである。

第一枚

天地棟梁祖根日根人根祖日根

天神人祖一神宮 日根国

五色人ノ棟梁ノ天スミラミコト皇天津日

嗣天日根天皇ノ系図宝骨

像神体宝ノ大秘蔵卷

第二枚

天皇即位二年十月三日詔シテ日ヨリ即位五年
十一月三日迄謹印シ

大臣紀竹内平群真鳥宿禰謹

〇目串

大臣大件室屋連謹

呂串

連物部目連謹

呂串

即位五フクラムノ年十一月三日迄印

今上大泊瀬幼武天皇 奉上

棟梁皇祖皇太神宮ノ神代文字卷ヲ

形仮名唐文字以テ写シ宝卷

皇祖皇太神宮大秘蔵ノ卷

万国ノ棟梁天皇宝ノ卷

此文書は今迄取扱つたものと違い、単独の文書にあらずして、一巻の記録の部分成すものである。第一枚は表題或は扉に当り第二枚は多分同一記録の跋語と追記に当るものと察せられる。

第一、文体に就いて吟味するに、第一枚第一行、第三行、第二枚第八行、第十一行の四ヶ所に棟梁の語が出てゐる。是は総括する人の意味に使用しているのは明かで、別に不思議もないようであるが、長慶太神宮御由来にも二度繰返されて居り、所謂頑強性を帯びているから注意を要するのである。次に第一枚第一行及び第二行に出ている「根」の字には「ムト」と振仮名を付けているが、第四行の「根」の字には此振仮名はない。併し此所でも無論ムトと読むのであろう。このムトはモトと同義に相違ないが、何故モをムと改めたかその理由は明かでない。そこでムをモに復歸せしめて見れば「祖根」は祖の本、「日根」は日の本、「人根」は人の本となつて読めるには読めるが、一寸踏込んで意味を考えると判然しがたい所もある、併し此程度の言葉は何とか解釈も着きそうに考えられる。ところで「祖日根」は何であらう。是は構わず祖の日の本と読んで、どんな解釈でも附会出来る様にして置く。第二行の「天神人祖一神宮」は祖日根以上に人の頭を混乱せしむる文字の組合せで、結局是も何んとも附会出来る様にして置けば差支ない訳であるから、寧ろ読まないことにして置く。読まないながらも如何なる意味で言っているか位のことは推測しても宜しからうと思つから、一寸その意味を忖度して見よう。そこで直下に控える「日根国」であるが、これは日の本国と読み即ち我国を指していることは、其下に続出する言葉との関係上寸分疑のないことである。凡そ国民として自分の国を善くしたいのは至情であるから、往々自慢に取られる様なことを言つても恕すべきであると思つが、此文の作者も亦我国民であるから忠君愛国の至情の溢るる所、遂にかかる難解の文字を列ね其間に広大無辺神聖靈妙の一意味を含蓄せしめ、以て我国を讃稱しよつと試みたのであると取るは非か或は難解と目せるに對し異存はあつても、精神を汲取得たと為すには異存はあるまい。何となれば公平なる第三者の立場から見てこれほど都合の善い解釈はあるまいと考えられるからである。そこで今迄言つたことは分らんでも、

一番都合の善い様に、手取早く、日本を敵しく形容するために集積した語であろうと取って置く。第三行の「五色人」は曾て字引にも見たことのない様な気がする名目であるが、後に内容の吟味に際し重要な役目を演ずる言葉であるから、此所で十分検覈して置かねばならぬ。五色人と僅か三字の組合せであるが、実物を示されるなら兎に角単に文字だけで如何なるものであるかを極めようとする、恰も力学の三体問題に肖つたが如くに、見当を附けるに絶大の困難を感じる。幸にも此所には犯すべからざる制限があつて問題を稍々扱い易くして呉れることを見出すのである。其制限とは即ち如何なる解釈を得るにしても、苟くも我国に不利益なる様なものを採用することは出来ないと云うことである。此制限は第一行第二行に於ける難解の文字を処理した方針の延長と見るべきもので、何人と雖も異存あるべき訳のものでない。さて五色人を五の色の人、五の色人、五色の人と三段の見方をなして違算なきを務める。第一に五の色の人と見るとき、色と人との間の「の」は所有格を現わすと取れば無意味となる故、之を五の色の下に附け人を形容するための接続辞と取れば結局五色の人と同意味となるのである。第二に五の色人と見るとき、色人とは如何なるものと問うまでもなく、僅か五だけの色人の棟梁では天皇も大したものにならないから、此見方は廢案となさざるを得ない。そこで残るところの第三に五色の人と見るとき、先ず色の意味を所謂五色の色の意味に取るが最も自然である。併しそうした処で五色人はまさか斑の入つた人間と云う訳であるまい。又七面鳥や七面蜥蜴の如く五通りに色を変ずる人間と云うのもあるまい。なぜなら万一そんな人間が在つたにしても、確かに病的の現象で、沢山ある筈もなし、あつた所でいよいよ有難くないものでスミラミコトには不相応のものと決すべきであるからである。然らば色を目に見える五色の色を指すのではなく、心の移り変りあるを指すと取つたら如何であろう。古來心の根本作用なり或は成徳なりを或は三或は五或は六或は七と区分して、名目を附しているが此意味に於て五作用或は五徳の人と称する代りに五色の人と云うも、面白くもないが矛盾はないから許しても置けよう。併し此意味に於ける五色の人は単に人と云うも同様であるから、第一に特色ある五色の文字が引立たないこ

とになる。依て此案は矛盾もなし、不敬にも無論ならないが、更に五色の文字を活かすところがないから廃棄する。そこで今度は五色を靜的に並列して見ることを止め動的に連続して見ることにすれば、第一に年齢による心的變化を基調として考えた人間が相当る。併し是は矢張一般人間と云うも同じことで五色の文字が引立たないから取るべきでない。第二に病的の心的變化を基調とする場合も考えられるが、鑿説に過ぎ且つ制限に触れるから除くことにする。第三に心變りのある人、豹變する人などを考えることが出来る、これなら多数を得ること容易であるが、結局制限に触れることになるから棄てる。以上五色人の解釈を種々に試みたが皆廃棄せざるを得なかつた。而して執れの解釈に在つても五色なるものを各個人が持つものとして取つたのであるが、抑も此点が間違つていたのでなからうか。否な制限に抵触する原因と成つたのでなからうか。茲に氣附いて見れば、今度は五色を一人一人の上にかけて見ることを為さずして、全人類を五つに区分すること即ち色別を為す方法を考えることが必要となつて来る。而して此方法にも五色を体にかけるか心にかけるかに由つて二つの場合を生ずる。心にかける場合を考えると、所謂五氣質即ち粘液質、胆汁質、憂鬱質、神經質、多血質の人間と云ふことに相当る。併し五氣質の人は一国内にも一郡内にも一町村内にも見出すことが出来る次第で、万国の統御に當る天子の赤子全体を總括する名称としては適したものと取れない。由て之をも廃案とする。最後に余すところは体にかける場合を考えることである。この場合五色の意味を自然の意味に取り、最もよく適合することを発見する。明治初年の小学讀本に世界に五大洲があり、其各々に特有の人種が住居し、各々の人種の皮膚の色が差つてゐることを説いてあつたと記憶する。この五種の間を五色人と取つたとするが一番自然であるのみならず、外の意味に取ることは不自然であるとか、不敬になるとか、差障があるとかで面白くないから、即ちここに定説を得たことにして置こう。同行に天皇に「スミラミコト」と振仮名を附けているが、普通スメラミコトと云うところを、わざとメをミに改めた理由は判らない。併し前にモをムと為したと同じ原因に由るものとするれば例の頑強性の何者が働いてゐることが察せられる。第四行より第五行に亘

る宝骨像神体宝とは宝骨を以て造つた像を神体と崇め奉つたところの宝物との意味であろう。以上部分的に意味を探究しても尚お判然し難いところもあるが、大体に於てこの執拗に見える文字の行列も案外単純なることを云つてゐる様である。即ち全文を解りよくすれば、天地の棟梁即ち祖根、日根、祖日根は云うもさらなり、天人あるとあらゆるものの祖の唯一の神宮と云うべき日本国に御座して、世界の五種の人類の棟梁にいます天皇、即ち天津日嗣天日根天皇の系図、及び宝骨像御神体の宝物たることを記した大切な秘密の巻となる。約言すれば世界の主たる日本の皇室の御系図と宝骨像由来記を合した秘書となる。此の如く解釈すれば前に言つた如く是は表題若くは扉書の類なることが判るであらう。

第二枚の初めの二行に文法の違式が二ヶ所ある。先ず第一行の「詔シテ」は詔ノ、詔シタル、詔セシ等とすべく、もし敬語を使わば詔シ給ヘシと云うべきである。次に第二行の「謹印シ」であるが、印は長慶太神宮御由来第二十三行を吟味した際此所に参照して置いた如く記の当字である。其下の「シ」はスとすべきを犯則に出て居るもので、類似の犯則は第九行にも繰返されている。此等文法上の違式は頑強性を帯びたるものと取るべきである。

次に署名の方式は前に長慶太神宮御由来を吟味した際に此所に参照して置いた如く彼此全く同一の様式に出で皆謹の一字を以て止めている。而して直下に華押を書く代りに左傍に神代文字を以て之を記している。

署名の前に当り「即位五年十一月二日謹印シ」と記しながら、第六行に至り又同様のことを繰返している。これは此等の文書に共通な執拗性の一例と見るべきであるが、唯五年とのみ云わずして「五年フクラムノ年」と記したるは何の意か。フクラムを脹らむとすればノは不必要なるを、しかせざりしは文法に暗きものとせざるを得ない。しかし脹らむ年の意味は依然として不明なれば仮に栄えるの意なるべしと取つて置く。

第七行は今上大泊瀬幼武天皇に上げ奉ると読むのであらう。第九行「形仮名唐文字以テ写シ宝巻」は形仮名唐文字を以て写す宝巻の意であらう。此の「写シ」を写セシ或は写シシ等の仮名の一字を省きしものと取ることは文章

の調子より推して過ぎた穿鑿せんさくと思われ、矢張やはり「ス」とすべきを「シ」と誤れるものと取るのが自然の見方である。即ち此文の作者は既に第二行に於ても印スとすべきを印シとなし、又此所で写スとすべき写シとなし、同じ誤を繰返す如き常習じょうしゅうを持つものと取つて差支さしつかえなからう。之を東北人若くは雲州人或はシスを書別けること能あたわざる程の無教育者と取るは非か。右第二枚に現れた文意を説明して見れば、雄略天皇即位の二年十月三日平群真鳥は詔を受け重要記録の書写に従事し、五年十一月三日に至り其業を訖おつつた。出来上つたものは棟梁皇祖皇太神宮の神代文字巻を形仮名及び唐文字を以て写す宝巻、皇祖皇太神宮大秘蔵の巻、万国の棟梁天皇宝の巻の三種で、之を今上天皇に上げ奉ると云うのである。

以上文体の考察を約言すれば、教養ある人の手に成るものと取ることの出来ない俗悪の文章であり、殊に発音上シスの区別を為すことの出来ない疑も加わり、此点地方的色彩濃厚となり、中央政府の重要な地位にある平群真鳥の筆になるなどは、凡そ信おほずべからざることである。

第二、書体に就いて吟味するに、二枚とも同一の筆法を有し一人の筆に成ること明かである。併し此人は今迄扱つて来た御真筆及び長慶皇太神宮由来を書いた偽筆家とは別人と認められる。其証は彼人は生れつき器用と想われ、又菱湖の影響を受け、文字は幾分媚態を帯び、可型性を有するのであるが、此人は寧ろ不器用と想われ、是と云う書家の影響も現われず、文字に雅致少く至つて頑強性に富んだ書振りである。今書家の影響は認められないと云つたが、此人の書風は能く神道家に見受けることがある。それは某神道元祖の影響に因るものであるが、尚お研究の余地があり旁々断定を差控さしひかえる。

箇々の字形に就いて見るに、第一枚第二行に国の字の異形を用いて居り、第二枚第一行に詔の字を誤つて書いている。此他各所に散在する祖、神、宝、巻等皆許すべき範圍の字形であるのみならず、一方字形の正確なるものを拾上げると梁、嗣、即、謹等が数えられ、大体に於て字形は正確で書振りは謹嚴であると取つて差支さしつかえない。此点又

某派の文字に似通うところがある。

以上書体の考察を約言すれば、文字は極めて克明に書いているが古雅の風致に乏しく、至つて近頃のものの如く想われる。

第三、内容に就いて吟味するに、第一枚記するところの奇怪の文中「五色人ノ棟梁」なる言葉は見逃し出来ない。もしこれが吾人の推断通り五大洲に関係あるものならば、此五大洲は一体何時頃から言慣いにならわされる様になつたかを考つべきである。日本は勿論西洋でも古代に於て五大洲の称があつた訳でない。尚更なほさら五種の人種があるなどは思いも寄らないところである。皮膚の色を以て人類を五種に大別したのはブルーマンバツハの説より始まることで、まだ百五十年も経つたか経たないかの事である。故に五色人を云々するからには此文章はブルーマンバツハ以後のものとならなければならぬ。勿論もちろん此所でも負惜まげおしみが出るであろうが、恐らくこれは小学読本あつて以後のものである。

次に宝骨像神体宝であるが、宝骨と云えば尋常の人の骨とは取り難い。これは生前高貴の地位にあつた人の骨を指して云つた言葉であろう。前からの続きを考えると或は至尊の御骨を云うものの如く想われる。果して然らば是又見逃し出来ないものである。一体死骨を処理する方法として地葬火葬水葬風葬等が考えられ来つたものであるが、孰いずの方法も無残な有様を見ない様にするのが目的で、人情真まことに然るべきことである。併しかし特別の目的があれば木乃伊ミイラにもし、アルコール漬にも塩漬にも小間切れにもする。勿論人形にんぎょうにすることも出来る。かの被服廠跡で関東大震災の猛火で死んだ人々の骨を砕き固めて仏像を作つて拝ませているなど其著しき例である。処で木乃伊やアルコール漬は是認すべき理由も立つが、人形を作る動機に至つては論議すべきところ多々ある。砕いたり捏こねたりして手弄イヂクリ廻すとは普通人の忍びないとする所であるのに、之を敢行するに至る原因は抑も如何なる心理より生ずるかが問題となるのである。吾人は直ただに思想の変態性及び頹廢性を連想せざるを得ない。而して尊貴若くは權威に對

する場合には阿諛性を帯びることを自然とすべきである。此等の点を調べようとすれば勢い人の心術を剝ることになる嫌もあり、且つ確な証拠を捉えることも困難と想われるから穿鑿は止めにする。又これよりも大切な点は我国に於て果して人骨を以て人形を作る風習の存在せしや否やであるが、今日もあることなれば昔に於ても差支なしなど抗弁されては急に黑白も解り兼ねるゆえ、これも論議を略することにする。

次に第二枚記載の署名の形式、神代文字の花押等当時果してかかる書方のありしにや、誰も知らないことは胡麻化せるにしても、議論を水掛論化出来ない境地に持来り、其境地に於て問題となるは「形仮名」である。天津教で形仮名なる文字を使う意味は後で判るが、此所では此文字によつて何を現そうとしているかと云えば、それは単に片仮名である。そこで此片仮名は吉備真備に始まるという伝説は誤であつたにしても、雄略天皇時代に今日と同形の片仮名があるうとは恐らく信ずる人はあるまい。もし此時代にそうした仮名があつたら万葉集にあんな難しい仮名など使用することがなかつと想われる。併し此程度の駁撃は例の負惜みで掛つて来るであらうから、直ぐ目の前に見える致命症の癥を指摘する。形仮名の下にある「唐文字」の唐は不治の癥である。此所の唐はカラと読ませる積りであるが、それなら漢と書かなければならないので、唐では時代錯誤となる。唐は雄略天皇以後百五十年余を経て興つた国であるから平群真鳥が三百年生きても雄略天皇即位五年に當つて此字を使用する理由は一つも見附かない。是は後醍醐天皇崩御の二年一ヶ月後の御真筆と同型の話で全く驚かされる、それとも此所の唐は唐虞の唐と取れば、時代の矛盾は無いことになるが今度は文字が承知しないことになる。唐虞時代の文字は誰も知らないが、周以前に楷書があるなどは聞いたことがない。それとも唐は韓の間違であつたと逃る道もあるが、唐をカラと読むことを知っているからには矢張唐以後のこととなり、結局逃げる路を失つて斃れて仕舞う。

以上内容の考察を約言すれば、内的矛盾を含むのみならず、明治後に至り漸く知れ渡つたことを記するなどのこともあり、之を雄略天皇時代の記録となすは妄も甚だしい。

上述の理由に由り大日本天皇帝太古代上々代御皇譜神代文字之卷大臣紀氏竹内平群真鳥宿禰書写真筆は明治時代の偽作にして、作者は他文書の作者と同一人と為すを得べきも、筆写者は他文書の筆写者と別人なりと判断する。

第六 神代文字之卷

第五の文書は標記して大日本天皇帝太古代上々代神代文字之卷と題し、第四の文書の標題と極似しているが御皇譜の三字を失っている。而して是は第四の文書と同様に、単独の文書と取るべきものにあらずして、纏まとった記録の一部分をなすものと思察される。前後二枚続になつていて悉く見慣れぬ文字を以て書記してある。これが所謂神代文字と云ふものかと思つと、聊たゞかおどされるが、併しかしそ間まかされても少しも驚くことはない。今迄平群真鳥へぐりの翻訳を見て来た所で古い言葉も正しい事実も知らずして、出鱈目でたらめを書いているのであるから、此方も其積りで、どしどし片付ける方針に出る。ところで唯一つ困ったことは此文書は一見第四文書の原文と見ることが出来ない、即ち第四文書は此文書を判読するに最初の手懸となることが出来ない。依いたつて致いた方がないから此文書自体の上に手懸を探すことにするより他に道はない。儲たくて此文書の本文は左の通りである。











三 〇 〇 〇

ス 卅 又 華 ス 卅 又 卍 〇 卍 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

ア 〇

〇 〇

〇 〇

〇 〇

〇 〇

〇 〇

〇 〇

〇 〇

〇 〇

〇 〇



㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪ ㊫ ㊬ ㊭ ㊮ ㊯ ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

𠄎 ㊰ ㊱ ㊲

右文書の中から形の異つた文字を拾出して見れば其数四十四となる。而して或る文字の右肩に「ナ」符を附したものを見受けるが、是は濁音符と解する。そうすると此等四十余の文字はイロハ或は五十音に外ならないとの推測を為す事が出来る。此仮定の下に此等四十四の異様の文字と五十音とを同知する試みを凡そ二十段に分つて布演して見よう。

一。第十九行及び第三十二行の略々同位置に於て 𠄎 ㊰ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ と それぞれ記入されているが、是は其所在の位置から推察して紙の順位を示している数字と取られ、就中黒く消した所は害損のあつたものと取られる。而して此二枚は連続したものと置いて置いたが、左様に考えることが最も相応しいと思うから、此仮定のもとに右に取出した異形文字の二つの組合は二箇の連続した数字として読むことを試みる。而して既に示した方針に従ひ此等の文字を大胆に近代読みにするのである。そうすると先ず以て左の読方の外ないことになる。長方形内の読方は相互の關係に由り否定されて消滅に帰することは下に説明する如くである。

- (一) 𠄎

三

 サン

六

 ロク

七

 シチ

八

 ハチ
- (二) ㊰ ㊱

シ

 シフ
- (三) ㊲ ㊳

ニ

シ

三

 コ

ニ

 ク
- (四) ㊴ ㊵

二

 イチ

三

 サン

三

 ロク


一

 シチ

二

 ハチ

第一に数の文字の数が五と六であることが、これ等の数は十位の数であることを決定する。次に(一)の㊰は其

位地により十の読みに当るべきを以てシフと判読せられる。即ちㇾはシ、ㇿはフと同知する。同時に 形内の読方は否定されて消滅する。次に三のㇼと四のㇽ〇とは連続する数を現わすものであるから、この條件に抵触する 形内の読方は消滅する。次に卍は第三行及び第八行に言葉の首字となつてゐるから、ラ行の仮名でない。即ち之をサと取る。同時にㇾはシ、ㇼはニと決定する。而して 形内の読方は消滅する。次に卍は絶えて言葉の首字になつてゐないから、ラ行の字と取る。即ち 形内の読方が消滅して卍は口、 はクと同知される。以上合計七字が同知されたのである。

二。第二十六行より始まり第三十行に終る五人の署名と覚しき終の三字は皆ㇾ〇ㇽとなつてゐる。本文にも此組合が所々に出ているところを以て見れば、是は確に神代に屢々使用される語で、人名の終に着く尊みことのことである。この推定によりㇾはミ、〇はコ、ㇽはトと同知される。



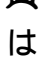

三。象形文字と思われるものが数多あるが、既にサと同知し得た卍は柵の象形なること明かで、ㇼは荷、ㇾは身、ㇽは戸の象形であろう。此例に倣えばㇼは田即ちタ、ㇾは手即ちテ、ㇽは目即ちメ、ㇾは矢即ちヤ、〇は輪即ちワなること一見して明かである、他にも沢山ある様に見えるが速断しない。



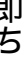

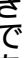




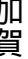
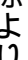
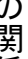





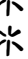
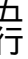


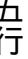
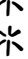





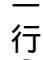


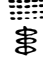

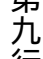



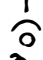













四。以上三段の結果を第二十九行及び第三十行の尊みことの名前に応用すればㇽヤㇾㇽ〇ㇽはコヤホミコト、ㇼㇽㇽ〇ㇽはフトタ〇ミコトとなり、ホをネ、〇をマとすれば完全なる名前となる。由つてホはネ、〇はマと同知する。


五。第四文書第二枚第三行平群真鳥署名の左傍の神代文字花押〇ㇽホはマトホであるからホはリと取つて間違なからう。即ちホをリと同知する。

六。第二行にㇾㇾㇾㇾㇾㇾㇾㇾㇾㇾㇾㇾとある中にㇾ(即ち十)、ㇾ(即ち万)など入つてゐるところを見ると此組合は数字と思われる、而して象形と取られるㇾは葉、ㇾは乳即ち八手を成立せしめる。又ㇾ


























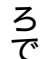

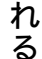
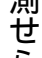
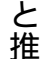



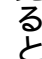
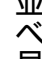
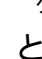

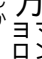



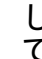
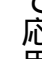

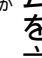
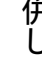

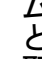
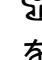
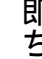

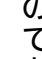
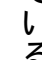
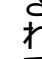
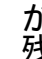
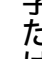
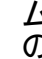
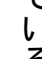

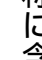




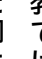
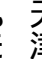
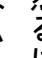
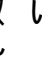
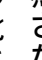
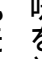
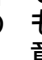
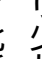
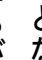
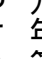
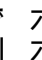

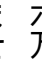
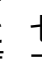
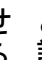
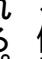
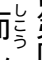
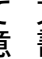
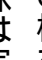
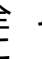
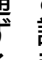
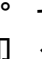

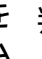

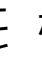
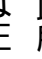
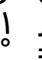
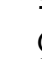



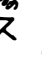







仮名遣いに頓着せずして、シタモフにて通ずるとなし、をモと同知して置く。



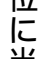

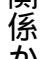




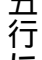
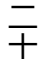
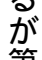

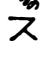

十四。第二十七行のは野の象形でノ字なること明かである。是は随所に現れているが此推測の妥当なることが直に証明される。即ちはノと同知する。

十五。第十五行は前後の關係より加賀の白山と云うと解すべきである。即ちはイに當つべきも、イには既にスが同知せられてあるから、はであるうと思われ。蓋し此字は湯の象形である。此推測の妥当なることは第七行の、第九行の、第十一行のに於けるの用例に照して明かである。

十六。第五行及び第二十一行に現れるは明かに象形字であるが、これは龜の如き動物の背を形どりたるものと解しせとする。それにて意味が通ずる。

十七。第五行第六行第七行第十三行等に現れるは前後に鑑みてヨとすれば意味が通ずる。即ちをヨと同知する。

十八。第八行、第十一行より第十二行至る、第十四行、第二十五行を脱す）等に於けるは数字を現わすものと推測せられる。ところでイチ、ヒトツ、二ツ、三ツ、四ツ、五ツ、六ツ、七ツ、八ツ、九ツ、十ツ、百ツ、千ツ、万ツ、億ツと並べ見ると唯六の名称に含まれているの字だけが残されているのである。即ちをと取る。併しを六として応用して見ると六六億万年、一六六万年、七六六万年、八六六万年等となり少しも意味を為さない。然るに天津教ではをと訛る例は第四文書の根をと読ませることによって判っているが、此所のもモの訛と取ればもモモ即ち百と解せられる。而して意味は完全に通ずる。即ちをとすることは正しい。

十九。第二行第十六行第二十五行にの言葉があるが第二十五行に於ける下の言葉との關係から即位に當

るものと推定出来る。即ち^ㇿはソと同知する。

二十、以上四十四字の中三十九字を同知し得たから、残るものは^ㇿ^ㇾ^ㇽ^ㇼの六字となった。而してイロハの側から見て同知されないものはへヌルレウエオケエエの十字である。此等の十字を代る代る神代文字に当嵌め意味が通ずるや否やを見れば自ら同知が出来ることになるのである。同知の結果を云えば^ㇿはウ、^ㇾはエ、^ㇽはオ、^ㇼはへ、^ㇽはル、^ㇼはレである。これで文書中の文字は悉皆解つたのであるが、同時に又ケヌエエの四文字が文書内に現れていないことも判つたのである。

ア	行	ア	ス	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
カ	行	氷	華	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
サ	行	冊	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ	ㇽ
タ	行	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
ナ	行	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
ハ	行	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
マ	行	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
ヤ	行	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
ラ	行	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
ワ	行	ㇿ	ㇾ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ	ㇽ	ㇼ
ン	ㇿ								

右二十段の検索による結果を五十音の表にすれば上の如くである。一見象形文字と想はれるものを摘出すれば^ㇿ蚊、^ㇾ華木、^ㇽ冊柵、^ㇼ背、^ㇽ田、^ㇼ乳、^ㇽ土、^ㇼ手、^ㇽ戸、^ㇼ魚、^ㇽ荷、^ㇼ根、^ㇽ野、^ㇼ葉、^ㇽ火、^ㇼ尻、^ㇽ穂、^ㇼ肩、^ㇽ身、^ㇼ裸、^ㇽ目、^ㇼ藻、^ㇽ矢、^ㇼ湯、^ㇽ輪、^ㇼ尾、等が得られる。他も亦皆象形文字らしく想われるも俄に決定し難い。偕て全部を象形であるとすれば、これ即ち形文字で、この形文字を念頭に置き、之に対して片仮名を第四文書に於て見たる如く形仮名と称するに非ざるかと推測される。これは決して妥当の名称とは思えないが、天津教でかく考えたのでなからうかと思うのである。もしこの推測が当っているなら、天津教は木に竹を接いだと評すべきである。

第一、文体に就いて吟味するに、先ず以て部分的検査より始める。

(イ) 文字の右下方に位する小黒点は句読点であるが、要らないと思うところにあつたり、一個で十分であるのに二個打つたりしてある。第四行第七行第十一行第十三行第十五行第十六行第十七行等に其例がある。

位、及びハ(八)、第十六行(○)ハ(○)万年、第十九行(卍)ハ(卍)六十二、第二十一行卍ス(○)ハ(○)即位八
 (サイカンシヤウ)、及び卍ス(サイ)、第二十二行(天)、(卍)卍ス(フクサイ)、及び卍ス(○)ハ(○)即位八
 (サイクワンチヤウ此語は前にも出ているが綴方が異なっている)、第二十五行(○)ハ(○)即位八
 百万年)、及びス(一)、第三十二行(卍)ハ(卍)六十三等以て徴すべきものである。借て脱字誤字等を補正
 すれば全文は下の如く読まれる。 印を右傍に附したるは誤字、左傍に附したるは脱字である。

二、スミヲヤスミヲホカミタマシヘタカラヲヲホ

ミヤヲツクリテ、ソクイハチシフハチヲクマンネン。(不明)

マドムツヒ、サイシイサナキイサナミフタカミ、サイカンシヤウ。

マツリス、イツイロヒトハヘレス。テンヲ、ミコトシ、ランヘタ

チ、イタノクニノ、イタルネクニムリセヨトアリ、イロヒト、イト

マシテ、オノレノクニイ、コシネノドノ、ニシウラスイセン、ヨリ

カライカヘル、コライチニアメヨリアマクタリトユフ、イサナキ

スミヲミコトテンヲ、ムムヲクマンネンサナヘツキ

タツイチヒ、ミコトバヲアメマツリスミヲミコトヲユツ

リコト・アネノアマサカリヒニモカツヒミアマテラスミコ

トニ・ユツリワタシ・イサナキカミムムヲクイツム

ムマンネン・フクミツキ・マドヨツヒ・コシネナカ・ニエヤ・

トトノヲヤマ・ヨリ・カミサリ・イサナミカミ・ムムヲクマンネ

ン・カナメツキツコモリムツヒニ・

カミサリ・トコロ・カカノシラヤマトユフ・アマサカ

リヒニモカツヒミスミラミコトテンヲ・ソクイハチム

ムマンネン・ムツヒツキ・タツイチヒ・ニ・ムトフミクラ

イシノシヲヲツカミヲホネノカミヨリ

ロクシフニ

イサナキイサナミフタカミ・マデオ・フミシテ・

アワセマツリ・サイカンシヤウシ・マツリ・サイシ・

テンヲ・フクサイシ・シサノヲミコト・サイクワンチヤウ

ヲモイカネ・コヤネ・フトタマ・ヤホヨロツカミ・

ミコト・ツトノテマツリシタモウ・

ソクイハチムマンネンムツヒツキタツイチヒニフミシ

アマサカリヒニモカツヒミスミラ
テンヲフ
サイシミシ

ツキモカツスサノヲミコト
フ
ミシ

ヲモイカネミコト
フ
ミシ

マクニヲ
フ
ミヒトヲ
フ
ミリカミ
フ
ミコヤネミコト
フ
ミシ

フトタマミコト
フ
ミシ

ロクシフサン

此文の終に天照太神即位八百万年正月元日の日附にて御署名があり、之につづき素盞烏尊、天思兼命、天兒屋命、天太玉命の副署がある。即ち此文書は神様の御書であり、仮令模写であつたとしても国宝の資格は十二分である。然しながら文章の口調から觀てどうして之が神代のもものと考えられよう。幼童の数え歌にさえ古い呼方を伝えている数字を此文書では殆ど皆漢音で讀んでいる。剩^{あまつさ}え年、即位、勸請、水門等の語も漢音にて出現する。而して昔を偲^{しの}ばせる目出度い語句は更に見当らず、年月日の禰^{ぬえ}的讀方などは以て証とするに足らないのみか却て打毀^{うちこわ}しである。故に此文章は一見して近頃のもので、しかも拙劣の書振りであることが頷かれる。勿論天津教では是は神代の原稿であると主張し、其主張の前提として漢音など皆日本より創つたと言つてあろう。何事でも日本より創つたといふ^{まけおし}負惜みの考方は独り天津教に限らず、昔からよく耳にするところで、世間普通のこととして聞流して置いても差支^{さしつか}えもないが、先に部分的に指摘して置いた此文の欠点は見逃し難い。仮名遣、脱字、誤字等正に乱脈と稱すべきに、更に御母親伊弉那美尊の御名の大半を書落したる如き^{そそう}齷齪の責任を一体誰に帰せしめようとするのであるか。ここに想到したら天津教は宜^{よろ}しく反省悔悟して深く謹慎すべきである。抑もかかる乱脈は書手の頭の悪いのか若くは取急^{とせ}いだための過失に由るものと取るが最も穩当の解釈であることは反対する人もあるまいが、之に加えて天津教に於て事実をここに至らしめたる特殊の事情も進んで推定出来ると思う。即ち天津教では平群真鳥の記録を神代文字の記録の翻訳であると稱するのであるが、事實は正反対で神代文字の記録は平群真鳥の記録の翻訳であるのである。かかる特殊の事情の存在の下に翻訳を取急いだため、古語の穿鑿^{せんさく}も行届かず、いやが上に誤謬を犯すに至つたものと解すべきである。

以上文体の考察を約言すれば、此文書は神代文字で記しているが、他の文書と同じく近頃のもので、其作製は第

五文書より後るものと推断される。

第二、書体に就いて吟味するに、文字は象形と取るべきもので書とも画とも着かぬながらに又両性的の性質を認めなければならぬ。即ち書画一致の見方を応用して、氣韻如何いかにんを探して見るに、何所か生硬なるものがあつて余り善い感じを与えない。技巧の上から見ても単なる熟練はあつても苦心に因る精練を認めることが出来ない。併しかしながら此点先人の連想が働き過ぎる恐れがあるから多くを語らない。筆者の同知に関しては尚更なほさらら臆して判断を差控さしひかえる。

私は所謂いわゆる神代文字の予備知識が無かつたため、此等文書の調査を始めた時には天津教の神代文字は読めようとは思わなかつたが、丁附の数字に不ふ氣附といてから奮発およして凡そ一ヶ月を費して全部が読めた。後に友人の渡辺大濤氏から近頃其氏の著した神代文字の本の中に此文字を説いていることを聞かされ、自分の寡聞を恥づると同時に、世間には又迷信者もあるものと思つた。此時ふと「上ウヘン記」に使用した神代文字も此文字でなかつたかと思ひ、調べて見ると果して其通りである。是で天津教の素性はすっかり判つたのであるが、此文字は「上ウヘン記」と独立して数ヶ所で発見されたので、国学者中には「上ウヘン記」を疑いつつも此文字だけは確かなものと信じた人もあつた。併しかしこれは植附を見破ることの出来ないために生じた錯覚で、無論此文字は「上ウヘン記」の作者の手に成つたものに相違なく、断じて神代のものではない。かかる生硬の新文字は却て製作に大なる努力を要しない性質のもので、云わば朝食前にも出来ると云うもの、勿論判読には手掛りの如何いかにに依じて相当の時間を要するのである。今植附と云うことを暗示したが、是は欺瞞を覆つもつために都合の好い事物を、關係の無いと思はるる如き所に作設し、人をして発見せしめる様に仕向けることで、広汎に行われる手段である。此植附には学者もサクラと成つたり、チューブとされたりする相当難しいものがある。即ち数百年経つて初めて暴露され、千年経つても尚なお疑問視されているものもあり得る、これが宗教界に殊に多いのは歎わしい事実で注意に値する。どの道研究家の興味を唆る性質のものであるが、旧い所

は時効にかかった如くに思われ、また作為者が余り成効した場合にはどうにもならぬことも頗る多い。然るに近頃聞く所に由れば世間でしきりに異質のピラミッドや新規な神代遺跡などを発見し、執れも天津教の所説を裏書する様に解せられるそうであるが、其所が即ち疑うべき所で、こうした植附は天津教の爲めにも慎んだ方が善かるうと思われる。

以上書体の考察を約言すれば、神代の文字と見ても余り上手な書神の手とは取れず。結局此文字は後世の文字で、瞞著を化粧する第二の瞞著に過ぎないものであるとの判断に帰着する。

第三、内容に就いて吟味するに、形式的に見て記事の精麗宜しきを得ず、此点先ず疑うべきものがある。神代のこととは正史にも記載されているが、空々漠々捕捉し難いのである。故に水戸で『大日本史』を編纂するに当り義公の英断で神代を削去ったことが伝えられている。併しこの空漠の背景を利用して更に景を盛り輪をかけた台帳を作り大芝居を打つことが跡を絶たない。執れも殊勝に見せかけて居るが必ず眉唾ものである。此文書を実質的に見て天津教も亦此種類の悪巧であることを断定するに余りがある。此文書第十一行より第十五行へ読続けると、「コシネナカニエヤトトノヲヤマ」と云うがある。是は越中国新川郡の立山を指すものと想はれるが、ニエヤは婦負とも取れる。そうだとすると立山の所屬が違ふことになる。又是より重大なることは此所の記事に伊弉那美尊は伊弉那岐尊より後に御隠れになったことにしてあるが、是は正史と反対である。こうした正史を無視することは前にも例があるので珍しくもないから、一つ変つた矛盾を演繹して見よう。第七行より第十二行に至る叙述に伊弉那岐尊は百億万年にして御位を天照太神に譲るとあり、第二五行に天照太神即位八百万年の日附がある。即ち此文書作製の時は日本は既に百億八百万年の旧国である。そこで此間に神口の増加幾何なりしやと問うのである。神代に於ける生殖に関するあらゆる條件を今日に比し如何に不利益に見ても百億八百万年の間には夥しき神々を生産し、時々神退治が行われない限り、右日附の当時には地球上陸となく海となく一平方メートル毎に何百万という神を宿さなければ

ならなかつたらうと思われる。勿論もちろんこれは胸算用で梢々精密ややの計算も出来ないではないが、必要もないから旁々極く内場に見積つての話であるが、此問題を天津教では何と片附けるであろう。定めし神は天にいませば地上の広狭など問うところでないと言明するかも知れない。然らば第一行より第七行に至る記述に伊弉那伊弉美二尊いざな いざなみの時代に造られた大宮のことがあるが、この建築物は何処に在ったか。記事の前の部分を欠いているから判然しがたい所もあるが、続く所によれば「五色人ハイレス（中略）越根能登ノ西浦水門ヨリ唐イカヘル」とあり、推察するに越中国神明村に在ったとしたのでないかと想われる。して見るとこの大宮は日本の土地に在り、伊尊二柱を始め奉り八百万神も代々日本の土地に御住居あらせられたと拝察する外はない。我々もそれで宜しいと思う。而して又越根中大宮の規模大ならずして、五色人を収容し兼ねたことは甚だ遺憾であつたと思う。何故に百億万年に相応して、せめて八百万里四方の摩天楼でも準備して置かなかつたかと言いたくなる。是を以て之を見るに此文書に於て説くところ全く数の觀念を欠き、常識的思想を離れ、而して正史に反する記述を敢てして憚はばからない。実に総ゆる点より見て人困らせの虚妄を言振らしているに過ぎないのである。

以上内容の考察を約言すれば、此文書は荒唐無稽全く信を置くに足らない。

上述の理由に由り、大日本天皇太古代上々代神代文字之巻は近年の偽作にして、しかも此種類の神代文字の文書は所謂形仮名唐文字の第五文書の種類の後に成れるものと判断する。

第七 結 語

以上数節に於いて試みた批判を要約すれば、天津教が天下の至宝として誇示する天照太神、後醍醐天皇、長慶天皇の御真筆及び平群真鳥、竹内宗義等の真筆と称するものは、第一に文章は揃いも揃って下手であり、肝心な語法語調も億万年を通して不変なるのみならず、誤謬は頑強に保持せられて共通永存している。第二に筆蹟は執れも見

事ならず、著しく近代風を帯びたる上に類似の点多く、一々別人の手に成るものと取れない。第三に所説は正史と矛盾するばかりか、明治以後漸く知れ亘つた如きことを平然として述べている。依て追次此等の文書に就き、其文体、其書体及び其内容の検討を遂げ、悉く最近の偽造であることを暴露せしめたのである。此上疑問として残る変態性は之を証明し得たところで、偽造の事実を動かすことは出来ない。故に天津教は五つの致命傷を蒙り完全に生息の道を絶たれたに等しいのである。もし更に文書の原物及び古器物を見ることを為さば益々不都合を露見し、もし更にその依拠と為す上記乃至西洋の伝説との比較調査を行わば剽窃炙直しの狡計を剔抉するを得べきも、要らない努力を払って死屍に鞭つ愚を演ずべきでない。願うに天津教の言説は虚妄であるが、今迄その宣伝に当って、類似の宗教的運動に見る如き副作用を伴わざるため、害毒は比較的軽微であると思われる。此点偶然の結果と云え、恕すべきものがある。かるが故に又かの如何わしき説教を以てする上に更に如何わしき副作用を以て人を釣り、陶酔迷溺せしめ、其処に乗じて、成效を獲得した族に比すれば、天津教の境遇は貧弱で、気の毒にも思う。此点当然の結果とは云え、同情に値するものがある。此際私は漫りに天津教を悪口するものではない。我側らに迷えるものと迷わんとするものを見て、其覚醒を促すための言を述べるに過ぎないのである。望むらくは天津教も亦反省悔悟して其妄を棄て、速に皇道の正しきに復帰せんことを。

(昭和十一年六月『思想』)

- 『狩野亨吉遺文集』(岩波書店、昭和三十三年刊)所収。
- 本文を電子化するにあたり、「神代文字」フォントの作成に稲垣敦氏の協力を得た。氏のフォント作成の労に厚く感謝をささげる。

- 読みやすさのために書名には『』をつけた。
- 読みやすさの為に振り仮名をつけたが、カタカナの振り仮名は原文のままである。
- 本文中にある写真は省略した。
- PDF化するにあたり、旧漢字は新漢字に、旧仮名遣いは新仮名遣いに改めた。
- PDF化には \LaTeX 2 ϵ でタイプセットを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/science1ib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、

「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。